

イノシシ・シカ等の防護柵設置補助事業申請の皆様へ

1 補助金交付対象者

三次市内の農地で農作物等を生産する者
※居住地は三次市外でも可

2 補助対象経費

当該年度に購入した未使用の電気柵，トタン，金網等の防護柵の資材費
※のり網・識別テープは対象外
※工具，運賃，設置作業費，中古品の資材は対象外
※税抜 5 千円以上の事業が対象

3 補助金の額

補助率は税抜 1/5 以内とし，1 申請者につき 6 万円／年度を上限とする。（百円未満は切り捨て）

4 交付申請時の提出書類

① 交付申請書 ② 領収書の写し（内訳の分かるもの）
③ 実施位置図 ④ 完成写真

※口座振替の場合には，引き落としが分かるものも提出すること（通帳の写しなど）

5 補助金請求時の提出書類

① 請求書

6 申請期限

毎年度 3 月 15 日まで

※3 月 16 日から 3 月 31 日までに購入したものは対象外

7 申請窓口

三次市土地改良区，三次市役所農政課，三次市役所各支所